

平成29年度特別監察報告書(概要)

平成30年3月

国土交通省大臣官房監察官室

平成29年度 特別監察の概要

趣旨

事務所等における再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導により抜き打ちでその実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、入札談合等関与行為の再発を確実に防止するための取組を促す

監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

重点項目

- (1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・ 対象機関

事務所等6か所

6/1-2	北海道開発局	留萌開発建設部
10/4-5	北陸地方整備局	松本砂防事務所
10/18-20	東北地方整備局	新庄河川事務所 及び 山形河川国道事務所
11/27-29	中部地方整備局	沼津河川国道事務所 及び 高山国道事務所

※年平均落札率等に着目して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書（平成25年3月14日）（抄）

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(1) 研修等コンプライアンス意識の高揚に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 入札談合等関与行為の違法性を十分に認識させる研修の実施
- 研修の手法として、グループ討議方式等を積極的に採用
- 職員が繰り返し倫理研修を受ける体制作り

【取組状況・課題】

- 研修、講習会、コンプライアンスミーティング等、各種機会を通じてコンプライアンスに関する職員への周知が行われていた
- 職員の研修等の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は研修等を受講させる体制が確保されていた
- 上記各再発防止対策は徹底されていたが、マナー化防止の観点も含め、引き続き、効果的、効率的な取組を実施することが必要な状況

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 入札契約事務に係るコンプライアンス研修等の実施に際し、以下の事項を重点的に伝えること
 - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
- 研修等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること
 - ・全職員に年1回以上、研修等を受講させることについて目標を設定すること
 - ・全職員の受講状況を把握すること
 - ・未受講者に受講させるための具体的な取組を行うこと
- 発注担当職員は入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすいことを踏まえ、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること
- 同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること等について、研修等において周知徹底を図ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

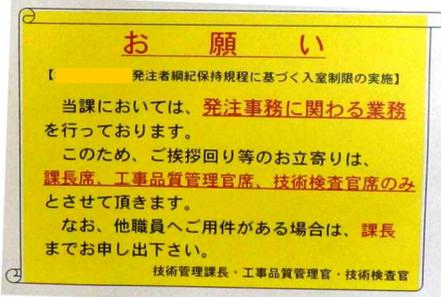
1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事業者との接触ルールの明確化・徹底
- 副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者とオープンな接客室で対応
- 事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告を義務付け

【取組状況・課題】

- 一部の事務所等では、積算業務等を担当する課において、課長等一部の席への事業者等の自由な出入りが許容されていた
- 一部の事務所等では、副所長室等の可視化、大部屋化等について、個室間の壁の一部撤去のみ、又はドア撤去のみとなっているなど、来訪者を容易に視認できない状況となっていた



課長等一部の席への事業者の自由な出入りを許容する掲示の例



個室間の壁の一部撤去のみの例

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たって、執務室の外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること
- 事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合、ドア撤去のみの暫定対応となっている場合には、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること
また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 予定価格作成時期の後ろ倒し、入札書と技術提案書の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- 技術提案書の事業者名のマスキングが過度な事務負担となっていないか検証
- 機密情報の管理方法及び管理責任者を明確化・ルール化し、電子データで保管する場合、技術的セキュリティを強化

【取組状況・課題】

- 一部の事務所等では、「情報管理責任者」が不適切な点検表に基づき点検を実施していたため、適切な点検とは言い難い状況であった
- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制が確保されていたが、引き続き、実施することが必要な状況

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること
- 「情報管理整理役職表」については、適切に更新し、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと、また、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類 (予定価格、技術評価点等) 及び媒体 (文書、データ) 並びに点検結果 (適・否・対象外) を明示した点検表により点検すること
- 発注事務に関する書類等について、文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠箇所にて管理し、データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で管理すること
- 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないように、適切に書類等の送付や管理等を行うこと

(開発建設部、本局)

- 「情報管理整理役職表」について、本官発注工事の入札関連情報に関して、設計図書作成に関与する担当事務所職員を「業務上取り扱う者」に明記すること

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事務所ごとに以下の事項をホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化
 - ・一般土木工事又は港湾土木工事の落札率、事業者別年間受注額及び受注割合

【取組状況・課題】

- 平均落札率が高止まりするなどの状況がみられた
- 応札・落札状況について、一定の分析がなされ、情報公開もされていた
- 競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためにはなお一層の取組が必要
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、各地方整備局において事務処理手続を定めた規定とその運用に乖離があった

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目するなど分析方法の工夫が望ましい
- 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、競争性を確保するために、地域要件の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること
- 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること
本省においては、規定の整備や運用にあたり、必要な指導、助言を行うこと

- 第12回公正入札調査会議（H30.1.30）での委員意見（要旨）
- 特別監察において本省が整理した応札・落札状況の分析結果（時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目するなど分析方法の工夫）は、非常に有用な情報であり、このような分析は事務所等で実施すべきである。
 - 分析結果を踏まえ、競争性の確保に向けた対策を自主的に考えるとともに、外部の有識者会議へ報告し、議論してもらうことも有用である。

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

1. 報告（概要）

【取組状況・課題】

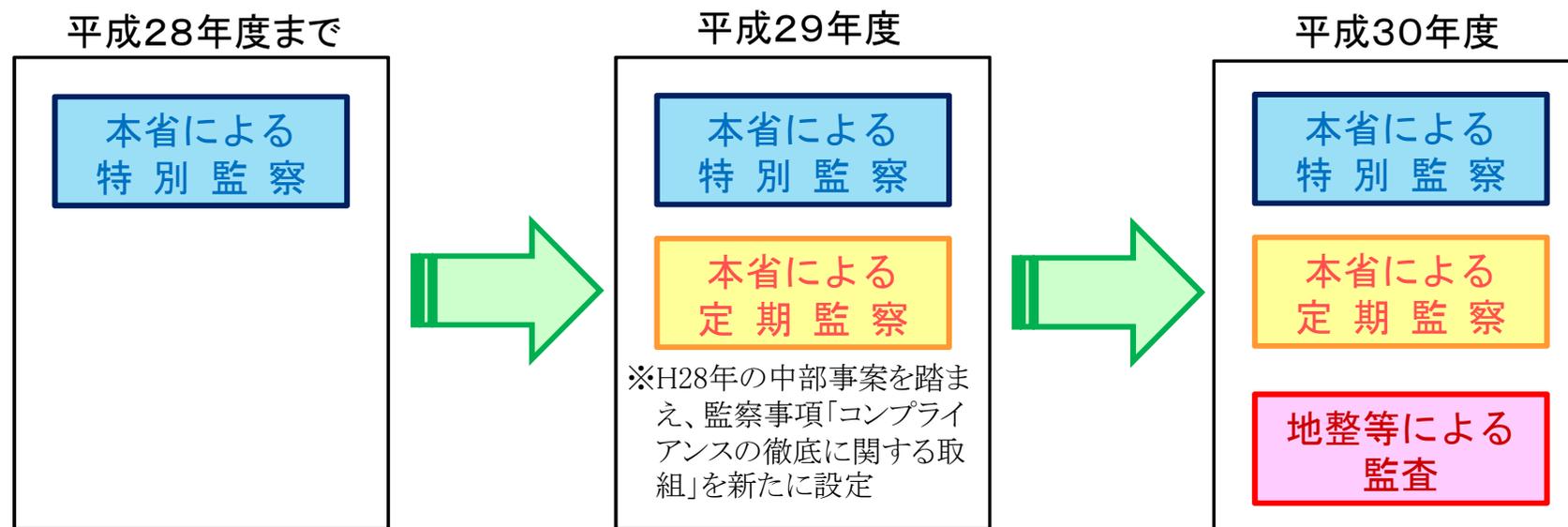
○過年度の特別監察における提示意見に対する取組の本省への報告に際し、実際の取組内容が正確、詳細に把握されていなかった例が見られた

2. 主な提示意見

(本局)

○本局においては、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（2年または3年で一巡）を行い、実態についての的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること

(参考) 高知談合事案、中部事案を踏まえた入札契約事務に係るコンプライアンスの更なる徹底について



※定期監察：事務の合理的運営等について毎年度実施する監察（概ね2年で各地方支分部局等を一巡）